



不正改造チェック項目

乗用車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

サスペンション

- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯

- 白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯

- 白色であるか

後退灯

- 白色であるか

尾灯

- 赤色であるか

制動灯

- 赤色であるか

方向指示器

- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

- 赤色であるか

ウイング

- 側方への翼形状を有していないか
- 確実に取り付けられているか
- 鋭い突起がないか
- その付近の最外側、最後端とならないか 等

二輪車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
- 前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

- 鋭利な突起がないか
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警音器

- 音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

- 赤でないか ○点滅しないか
- 光度300cd以下であるか

タイヤ

- 回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯

- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
- 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

貨物車

禁止灯火

- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）

- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
- 荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）

- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか



不正改造は犯罪です！